

警戒・計画的避難区域を想定

民主・放射性汚染対策特措法案

国が地域指定

民主党が先月28日にまとめた「福島第一原子力発電所の事故により発生した放射性物質による汚染の対策に関する特別措置法案」（仮称）では、放射性物質により汚染された廃棄物の処理や土壌等の汚染除去などについて、国が汚染状況により地域を指定し計画を策定して実施するスキームとなっている。地域指定では、廃棄物処理の場合、現在の警戒区域および計画的避難区域を、また土壌などの汚染除去の場合、市町村またはそれに準ずる地域をそれぞれ想定している。

（一面参照）

同法案によると、放射性物質により汚染された廃棄物の処理について、環境相は廃棄物の汚染状態が一定の要件を満たす（または恐れがある）地域を指定し、処理計画を策定する。同地域には現在の警戒区域および計画的避難区域を想定してい

る。また、環境相は同地域外の廃棄物であって含まれる放射性物質が一定の基準を超えるものについて指定する。こうした処理計画の対象となった廃棄物および基準超過指定された廃棄物の処理は国が実施し、不法投棄を禁止する。それ以外の

廃棄物の処理には廃棄物処理法を適用する。

一方、放射性物質により汚染された土壌、草木、建築物などの汚染除去などの措置については、汚染状況が一定の基準を超えると見込まれる地域を指定する。同地域

には市町村またはそれに準ずる地域を想定している。また、同地域のうち、調査結果などにより一定基準を超えると認め

る地域（山林などは対象外）について、汚染除去などの措置に関する事項を定めた計画を策定し、

技術基準に従って措置を実施する。その際には必要な代行規定を設ける。汚染土壌などの不法投棄等は禁止する。

原子力発電所敷地内の廃棄物・土壌およびその周辺に飛散した原子炉施設などの一部の処理は原子力事業者が実施する。

なお、同法案では、放射性物質に関する環境法

また、復旧・復興の過程で発生する大量の廃棄物のリサイクルなどを徹底するほか、3Rの具体化を図り製造業とリサイクル産業をつなぐ先進的な循環型社会の形成を促進する。木質系震災廃棄物の活用については、先導的なモデルとして、復興住宅や公共建築物、漁協などの共同利用施設、園芸施設などへの熱電供

災廃の処理迅速に

政府が復興対策方針

環境修復技術を確立

政府の東日本大震災復興対策本部（本部長・菅直人首相）は先月29日、復興基本方針を決めた。それによると、本紙既報の再生可能エネルギー以外の主な環境関連では、膨大な災害廃棄物の迅速

かつ適正な処理の促進や、被災地におけるアスベストなど有害物質の監視、ばく露防止対策の実施、製造業とリサイクル産業をつなぐ先進的な循環型社会の形成促進、木質系震災廃棄物の活用を

行う。また、上下水道の耐震化や浄化槽の整備、液状化に関する道路・下水道などの公共施設と隣接宅地との一体的な再発防止策の検討、さらに放射性物質による汚染の除去に向けた環境修復技術の